

大電より職工側への

回答は會計側へ致された

會計側では誠意を以て審議を

重ねた結果たゞこの發表あり

職工側は實行委員全部列席

回答を聽取して一先づ引揚ぐ

納まるか破るか形勢如何！

二十八日以來粉糸を絞じて店大阪本社電業組合員の發
出した十四條に於ける會計の回答如何は實に大阪電燈
一間に止まらないで直ちに他の諸會計に對する影響を及ぼす
事にて發表の方共に多大の注意を以て對付して店に

先づ實業會計部別刷りにて、大西郎書記が提出
されて以來會計側の取つたたる事なつた

回答案

態度に就き他述説意
思を聽取した所、實業會計部別刷りにて、大西郎書記が提出
された以來會計の取つたたる事なつた

の回答案の取扱いは、實業會計部別刷りにて、大西郎書記が提出
された以來會計の取つたたる事なつた

精神的方面の要は
剛愎自用の如きは、實業會計部別刷りにて、大西郎書記が提出
された以來會計の取つたたる事なつた

にして何れも大小の眞正を加へ
其の内中でも「實業會計部別刷りにて、大西郎書記が提出
された以來會計の取つたたる事なつた

一般的に止らず一般の
問題として
仙苑すべきものと之
を認めると、實業會計部別刷りにて、大西郎書記が提出
された以來會計の取つたたる事なつた

は其勤務月數一ヶ月に付二日の割合を以て手當を支給す但し三

十日分を賃貸すと
剪頭の薄利にて特に成績
優秀なるものに對し成績
は休職を命ずるときは

は食費を支給せず此会員當日勤務の給料金額を支給す
其の勤務期間の日數に對しては

以て限度を定むる事なく勤務期間に對しては

此期に於ける勤務演習の應召者に對しては

此期に於ける勤務演習の應召者に對しては

此期に於ける勤務演習の應召者に對しては

此期に於ける勤務演習の應召者に對しては

兎を要するものと認む

水正十年三月の給與に係る

其の分配方法は公表せり也

其の分配方法の内容は公表せり也

勤糧一箇年未滿の者に對しては

勤糧一箇年未滿の者に對しては